（法第十二条第一項第七号の国土交通省令で定める施設）

第十九条の五　法第十二条第一項第七号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　休憩所

二　自動車に燃料電池又は内燃機関の燃料として圧縮水素を充塡するための施設

三　電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）に電気を供給するための施設

（協定に定める事項）

第二十一条　法第十三条第一項第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（業務実施計画に定める事項）

第二十二条　法第十四条第一項第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入）

第二十四条　令第三条第九号の国土交通省令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

一　（略）

二　法第十三条第一項第九号に規定する徴収期間を通じた同号に規定する料金の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るために国が機構に交付する補助金

三　（略）

（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令の一部改正）

第三条　有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（料金徴収の対象） **第三条**　ＥＴＣシステムを使用して料金を徴収する場合においては、当該料金を納付するためＥＴＣシステムに道路を通行したことを記録した運転者等から徴収するものとする。	（新設）
（協定に定める事項） **第二十一条**　法第十三条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （業務実施計画に定める事項） **第二十二条**　法第十四条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入） **第二十四条**　令第三条第九号の国土交通省令で定める収入は、次に掲げる収入とする。 一　（略） 二　法第十三条第一項第八号に規定する徴収期間を通じた同号に規定する料金の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るために国が機構に交付する補助金 三　（略）	（料金徴収の対象） **第三条**　ＥＴＣシステムを使用して法第二十四条第一項本文の自動車又は車両から料金を徴収する場合においては、当該料金を納付するためＥＴＣシステムに道路を通行したことを記録した者から徴収するものとする。

（情報の安全確保の措置）

第四条　ＥＴＣシステムを使用して料金を徴収する会社等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者（以下「自動料金徴収者」という。）は、次に掲げる基準に従い、ＥＴＣシステムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理（以下「情報の安全確保」という。）を行うものとする。

一　関連機器（ＥＴＣシステムの用に供する料金徴収設備、車載器（法第二十四条第一項本文の自動車又は車両に搭載して無線の交信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。）及び識別カード（前条の規定により料金を納付しようとする運転者等を識別して車載器を作動させるためのカードをいう。）をいう。以下同じ。）を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの（以下「情報安全確保規格」という。）を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。

二　識別処理情報（料金を納付しようとする運転者等の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。）が関連機器ごとに的確に付与されるように必要な措置を講ずること。

三　（略）

2　（略）

（情報の安全確保の措置） **第四条**　ＥＴＣシステムを使用して料金を徴収する会社等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者（以下「自動料金徴収者」という。）は、次に掲げる基準に従い、ＥＴＣシステムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理（以下「情報の安全確保」という。）を行うものとする。 一　関連機器（ＥＴＣシステムの用に供する料金徴収設備、車載器（法第二十四条第一項本文の自動車又は車両に搭載して無線の交信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。）及び識別カード（前条の規定により料金を納付しようとする運転者等を識別して車載器を作動させるためのカードをいう。）をいう。以下同じ。）を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの（以下「情報安全確保規格」という。）を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。 二　識別処理情報（料金を納付しようとする者の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。）が関連機器ごとに的確に付与されるように必要な措置を講ずること。 三　（略） 2　（略）	（情報の安全確保の措置） **第四条**　ＥＴＣシステムを使用して料金を徴収する会社等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者（以下「自動料金徴収者」という。）は、次に掲げる基準に従い、ＥＴＣシステムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理（以下「情報の安全確保」という。）を行うものとする。 一　関連機器（ＥＴＣシステムの用に供する料金徴収設備、車載器（法第二十四条第一項本文の自動車又は車両に搭載して無線の交信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。）及び識別カード（前条の規定により料金を納付しようとする運転者等を識別して車載器を作動させるためのカードをいう。）をいう。以下同じ。）を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの（以下「情報安全確保規格」という。）を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。 二　識別処理情報（料金を納付しようとする者の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。）が関連機器ごとに的確に付与されるように必要な措置を講ずること。 三　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月六日）から施行する。

○国土交通省令第六十六号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫